

令和6年9月11日

第9回湯前町農業委員会総会議事録

令和6年第9回湯前町農業委員会総会議事録

令和6年9月11日 湯前町役場 洋会議室に招集する。

1 開 会 13時32分

2 出席委員（15人）

農業委員（8人）

1番	山本 武志	2番	大石 光治	3番	稲森 英雄	4番	久保田 諭
5番	永田 平馬	6番	浜崎 睦子	7番	野田 美智晴	8番	前川 敏幸

農地利用適格化推進委員（7人）

松崎 榮喜 深水 茂 平川 篤 石井 崇雄 深水 幹郎 白川 栄二 岩野 敬一

3 職務のため出席した職員

事務局長 高橋 誠 係長 那須 文枝 主事 竹部 圭太 那須 貴美香

4 議事日程及び付議事項

第1 議事録署名人の選出

第2 報告第16号 許可不要転用届について

第3 報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について

第4 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 第19号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

5 会議の概要

- 事務局：高 橋 ご起立ください。礼。ただいまから令和6年第9回湯前町農業委員会総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、前川会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 議 長：前 川 （会長挨拶については省略）
それでは進めさせていただきます。本日は、全員出席であります。また、推進委員さんにもご出席していただいております。ありがとうございます。
本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。
日程第1、議事録署名人の選出であります。湯前町農業委員会総会会議規則第13条の規定により2名を選出しなければなりません、議長指名でよろしいでしょうか。
（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。それでは、4番 久保田委員、5番 永田委員よろしくをお願いいたします。次に進みます。
日程第2、報告第16号 許可不要転用届についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局：高 橋 日程第2、報告第16号 許可不要転用届についてを説明いたします。
（報告説明内容については省略）
- 議 長：前 川 ただいま説明が終わりました。本件は、報告案件であります、何かご質問等はございませんか。
推進委員さんからも何かございましたらお願いいたします。
（発言なし）
よろしいですかね。はい、それでは無いようですので次に進みます。
日程第3、報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
- 5 番：永 田 はい。5番。
- 議 長：前 川 はい。5番 永田委員。
- 5 番：永 田 これはロール置き場にするなら届け出は必要なのでしょうか。ロールを置いてある所は他にもたくさんあるようですが。
- 議 長：前 川 その件ですけれども7月の県の常設審議委員会に参加した際に共済連の代表の方から勉強会をして欲しいということがありまして、その日に県の農地集積班の方からありまして、農振地での転用と1種農地、2種農地という話がありまして、基本的に届け出は必要ではなかろうかと話はありませんでしたが、はっきりしたことは県としても言ってもらえない状態でして、基本的には、ずっとその場所に積むならばいるのかなという感じはするのですが。今日も県南の方と前回ありました太陽光の現地を確認しました際にはっきりした事は言ってもらえませんでした、これが出た以上は、ある程度周知する必要がある

のではないかと感じていますが、皆さんの意見もお聞かせ願えればと思いますけども。基本、農振地に置くならば必要ではないかと話はあったのですが、明確な答えは出ないと。そこが地目は田で、どのような管理がなされているかということになると思いますが、田んぼで、飼料作の所に積んだままで、全部を飼料作としているのか、積んでいる部分を抜いた面積は飼料が作れないですが、その辺りは分からないので。あと面積的に200㎡を超えた場合は転用の申請が必要になりますので、転用になった場合は、どうなるのだろうか。転用した場合は元に戻せないということもありまして。一つ事例を申しますとこのロールを置く場所が農業用施設に該当するのかということもありまして、ある農業委員会でもこの様な話がでまして、ロール置き場は農業用施設としてみなすというような議事録が残っていたそうです。

5 番：永 田 ここは良いかもしれませんが、1年で食わせるところは、後はすいてイタリアンを蒔いてあるようですが、そのようなところは届け出無くても良いのでしょうか。

議 長：前 川 そこが難しいところで。今回は届け出があった訳ですが、今までそのようなところは結構ありまして、一応、私も局長、事務局と相談してみましたが、なかなか明確な答えが出ないものでして。ただ、これが出た以上はある程度周知しなければいけないのかなというところは局長とも話をしているのですが、皆さんどう思われますか。

推進委員：深水(幹) すみません。

議 長：前 川 はい。

推進委員：深水(幹) 地目は田になっているようですが、前の持ち主も何年も作られずに資材を置かれていた訳で。

事務局：高 橋 判断するところ、言われたように田にならないかもしれませんが。ロール置き場として永年的に置かれていく様な施設のな使われ方をするのかなという届の内容かなと判断したところでございます。

推進委員：深水(幹) 家側にも土地があるため、今の頭数では足りないということで、したのではないかなと。

推進委員：石井 申請者と話をしましたところ、ここに砂利を入れてロールなどを置くような形では考えているとのことでした。

なので田んぼとしては、どうなのかなと。

議 長：前 川 基本的に面積は200㎡未満ということで、許可不要転用届ということで、砂利を入れても問題は無いと。これが200㎡を超えますと問題になりますので。

3 番：稲 森 すみません。

議 長：前 川 はい。

3 番：稲 森 これはどういったいきさつで届け出られたのでしょうか。こちらから提出を求めたのでしょうか。

議 長：前 川 こちらから求めた訳ではありません。申請人からありました。

こちらの件につきましては、申請人から提出があったということで今回、総会にて報告させていただいております。

また、ロールの件につきましては、来月、郡市協議会の方で勉強会を開く予定でおりますので、その時に県の方とも話をしまして、ある程度判断基準を設けていただけないかということをお伝えしたいと思います。

他によろしいですか。

(発言なし)

それでは次に進みます。日程第3、報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局：高 橋 日程第3、報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを説明いたします。
(報告説明内容については省略)

議 長：前 川 ただいま説明が終わりました。本件は、報告案件であります、何かご質問等はございませんか。
(発言なし)

よろしいですかね。はい、それでは無いようですので次に進みます。

日程第4、報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局：高 橋 日程第4、報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを説明いたします。
(報告説明内容については省略)

議 長：前 川 ただいま説明が終わりました。本件は、報告案件であります、何かご質問等はございませんか。
7 番：野 田 7 番。

議 長：前 川 はい。

7 番：野 田 今後、賃借人はどうされる予定ですか。

事務局：竹 部 今回、合意解約ということで、現在耕作されている方が返されることになるのですが、次に作られる方は見つかっていない状態です。

議 長：前 川 面積は結構広いのですね。

7 番：野 田 田になっていますが、水が難しいかなと。田が作れるかは分からないですね。5年に1回水を当てるとなると厳しいため、今回返されたのかなと。

推進委員：深水(幹) 今後、この様な例がいっぱい出てくることになるのではないのでしょうか。田でなければ、令和8年までは、減反奨励金が来るが、それ以降は、田にすることが出来なければ、結局タダで借りてすることになるので。

議 長：前 川 水があればですね。まだ良いですが。水が無いことにはですね。

7 番：野 田 全部、田にしないとイケませんからね。5年に1回は。田でなければ良かったのですが。水がかたいからですね。

議 長：前 川 もし場所によって、畑地化で良いとなればですね。それも1つの方法かなと思いますが。ここはずっと飼料作だったですかね。

事務局：高 橋 そうですね。

議 長：前 川 面積も結構、1筆でありますからね。

他に何かございませんか。

(発言なし)

はい、それでは無いようですので次に進みます。

日程第5、第19号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局：高 橋

日程第5、第19号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを説明いたします。

(報告説明内容については省略)

議 長：前 川

ただいま説明が終わりました。審議の前に本件につきましては、本日、調査第1班により調査会が行われておりますので、山本班長より調査結果の報告をお願いいたします。

1 番：山 本

本日、10時より調査会を行いました。別に支障ありませんで、許可したいと思います。よろしくお願いします。

議 長：前 川

ただいま説明並びに調査班による報告が終わりました。これより本件について質疑及び討論を行います。

何かございませんか。

4 番：久保田

はい。

議 長：前 川

はい。4番。

4 番：久保田

このスギ穂の育成というのは、どのような形で栽培されるのでしょうか。

議 長：前 川

事務局お願いします。

事務局：竹 部

申請を出して頂いた行政書士さんに確認したところ、直接、植栽をされまして、1mに満たないくらいで植え替えを行うとのことでした。

4 番：久保田

ということは、スギ穂の植栽をしてその枝を採って穂にすることですか。

事務局：竹 部

そうですね。

4 番：久保田

スギを植えるということですね。

議 長：前 川

苗木ということではないでしょうか。

4 番：久保田

苗木を育てるということでは無いのですか。

1 番：山 本

ポット苗では無いのですか。

4 番：久保田

苗木を植えて、枝を採るということではないのでしょうか。

推進委員：岩野

山から切ってきたものを挿し木して、根を出して、30cmくらいになったら抜いて山に植える。

議 長：前 川

小さい訳では無いのですね。大きくなる。

4 番：久保田

近頃は木を植えてから採られる方もおられるので。

推進委員：岩野

そうではなくて、これの場合は苗を育てられるのだと思います。

議 長：前 川

ポット苗のような感じでしょうか。

推進委員：岩野

ポット苗かもしれないですし、設備みたいにされるのかは分かりません。今の時代であれば、ポット苗かもしれませんが。

事務局：高 橋
推進委員：岩野
議 長：前 川

ハウスといたしますか、雨よけが付いて、その中で作業をされると。

そうであれば、ポット苗ですね。

よろしいでしょうか。他に何かございませんか。

（発言なし）

はい。それでは無いようですので、採決いたします。

第１９号議案について、許可するのが妥当であると思われる方の挙手をお願いいたします

（全員挙手）

挙手総員。よって第１９号議案については、許可することに決定いたしました。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、令和６年第９回湯前町農業委員会総会を閉会いたします。

時に 13時52分であった。

令和6年9月の総会は令和6年10月11日（水） 10時とする。

会場は 湯前町役場 洋会議室

会議の顛末は、上記のとおり相違ありません。

令和6年10月11日

湯前町農業委員会会長 前川 敏幸

湯前町農業委員会委員 久保田 諭

湯前町農業委員会委員 永田 平馬